

第 8 章 危 険 物 規 制

1. 危険物施設の現況

(1) 危険物の規制

危険物の規制事務は、消防本部・署設置の市町村の区域に設置される施設については市町村長が所管し、2以上の市町村の区域にわたって設置される施設については県知事が所管している。

(2) 危険物施設数

危険物施設数の推移は、第1表のとおりである。

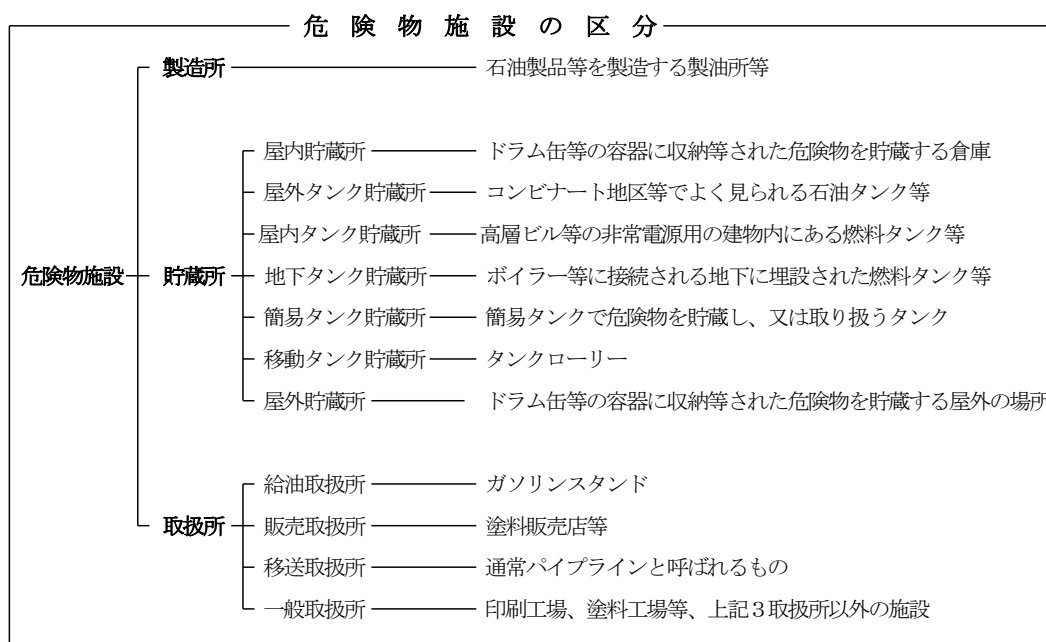
また、令和4年3月31日現在の危険物施設数は、第2表から第6表のとおりである。

第1表 危険物施設数の推移

(各年度とも年度末(3月31日)現在)

施 設 \ 年 度	2 8	2 9	3 0	元 (31)	2	3
製 造 所	75	74	72	75	75	77
貯 蔵 所	4,852	4,736	4,668	4,569	4,485	4,412
取 扱 所	1,758	1,743	1,718	1,704	1,696	1,670
総 計	6,685	6,553	6,458	6,348	6,256	6,159
対前年増加率(%)	△0.5	△2.0	△1.4	△1.7	△1.4	△1.6

※平成27年度の危険物施設数の総計は6,718施設である。



第2表 危険物規制対象施設数一覧表

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村名	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					事業所数	
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所		一般取扱所
県計	6,159	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,670	722	5	3	8	932	2,789
富山市	2,180	27	1,555	329	387	38	466	7	299	29	598	242	5	2	4	345	985
高岡市	1,254	24	932	222	253	29	207	2	200	19	298	128			2	168	506
射水市	583	11	389	74	119	7	79	2	99	9	183	93			1	89	233
富山県東部消防組合	637	11	442	86	137	21	102	3	87	6	184	71		1		112	257
新川地域	517	2	357	64	55	33	118		71	16	158	58				100	238
砺波地域消防組合	819	2	613	95	81	18	263	4	142	10	204	109				95	488
立山町	168		124	17	15	12	40	1	28	11	44	21				23	81
本部設置計	6,158	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,669	722	5	3	7	932	2,788
本部未設置計	1										1				1		1
前年度末県計	6,256	75	4,485	889	1,061	161	1,306	19	950	99	1,696	733	6	3	8	946	2,828

- 注： 1. 貯蔵所及び取扱所の区分は政令の区分による。(以下の表において同様)
 2. 本表には、設置を許可したもので完成検査済証を交付した危険物施設のうち、廃止届を受理したものを除いた数を記載した。(以下の表において同様)
 3. 市町村名の項目中「本部」とは、消防本部をさす。
 4. 2以上の行政庁の区域にわたる施設は、本部未設置に含めた。(以下の表において同様)

※条件付書式(0消去)あり

第3表 数量別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和4年3月31日現在）

製造所等の別 数量の別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所					
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
総計	計	6,159	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,670	722	5	3	8	932
	A地区	6,158	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,669	722	5	3	7	932
	B地区	1										1				1	
5倍以下	計	2,580	4	2,137	400	168	97	669	18	729	56	439	50	4			385
	A地区	2,580	4	2,137	400	168	97	669	18	729	56	439	50	4			385
	B地区																
5倍を超え 10倍以下	計	1,127	12	802	217	144	31	343	1	40	26	313	74	1			238
	A地区	1,127	12	802	217	144	31	343	1	40	26	313	74	1			238
	B地区																
10倍を超え 50倍以下	計	1,226	33	778	154	342	30	195		40	17	415	212		3		200
	A地区	1,226	33	778	154	342	30	195		40	17	415	212		3		200
	B地区																
50倍を超え 100倍以下	計	447	7	331	50	153		42		86		109	53				56
	A地区	447	7	331	50	153		42		86		109	53				56
	B地区																
100倍を超え 150倍以下	計	202	7	120	34	50		16		20		75	64				11
	A地区	202	7	120	34	50		16		20		75	64				11
	B地区																
150倍を超え 200倍以下	計	158	2	53	8	34		5		6		103	96				7
	A地区	158	2	53	8	34		5		6		103	96				7
	B地区																
200倍を超え 1,000倍以下	計	304	10	101	15	75		5		5	1	193	173			1	19
	A地区	304	10	101	15	75		5		5	1	193	173			1	19
	B地区																
1,000倍を超え 5,000倍以下	計	58	2	42	5	37						14				1	13
	A地区	58	2	42	5	37						14				1	13
	B地区																
5,000倍を超え 10,000倍以下	計	15		14	1	13						1					1
	A地区	15		14	1	13						1					1
	B地区																
10,000倍 を超えるもの	計	42		34	3	31						8				6	2
	A地区	41		34	3	31						7				5	2
	B地区	1										1				1	

注：1. 数量の別の欄は、製造所等で貯蔵し又は取り扱う危険物の最大数量（許可数量）を、指定数量の倍数によって表したものである。
 2. A地区とは、消防本部及び消防署の設置市町村をいい、B地区とは、消防本部及び消防署の未設置市町村（2以上の許可行政庁の区域にわたるものを含む。）をいう。（以下の表において同様）

第4表 類別危険物製造所等数（完成検査済証交付施設）

（令和4年3月31日現在）

製造所等の別 類別		合計	製造所	貯蔵所								取扱所						
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
総計	計	6,159	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,670	722	5	3	8	932	
	A地区	6,158	77	4,412	887	1,047	158	1,275	19	926	100	1,669	722	5	3	7	932	
	B地区	1										1				1		
単独	第1類	計	12	1	8	8						3					3	
		A地区	12	1	8	8						3					3	
		B地区																
	第2類	計	18	2	16	10	3				2	1						
		A地区	18	2	16	10	3				2	1						
		B地区																
	第3類	計	21		19	11	2				6		2					2
		A地区	21		19	11	2				6		2					2
		B地区																
	第4類	計	5,949	48	4,286	799	1,032	158	1,275	19	904	99	1,615	722	5	3	8	877
		A地区	5,948	48	4,286	799	1,032	158	1,275	19	904	99	1,614	722	5	3	7	877
		B地区	1										1				1	
	第5類	計	8		7	7							1					1
		A地区	8		7	7							1					1
		B地区																
	第6類	計	30	1	24		10				14		5					5
		A地区	30	1	24		10				14		5					5
		B地区																
混在	計	121	25	52	52							44					44	
	A地区	121	25	52	52							44					44	
	B地区																	

注：単独とは、類を同じくする危険物のみを貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいい、混在とは類を異にする危険物を貯蔵し又は取り扱っている製造所等をいう。

第5表 容量別屋外タンク貯蔵所数（危険物類別）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

危険物の類別 タンク容量別	合計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
28年度末	1,121	0	4	2	1,104	0	11
29年度末	1,113	0	4	2	1,096	0	11
30年度末	1,101	0	4	2	1,085	0	10
元（31）年度末	1,077	0	4	2	1,061	0	10
2年度末	1,061	0	3	2	1,046	0	10
3年度末	1,047	0	3	2	1,032	0	10
100KL未満	854		1	1	843		9
100KL以上 500KL "	103		1		102		
500KL " 1,000KL "	20		1	1	17		1
1,000KL " 5,000KL "	36				36		
5,000KL " 10,000KL "	7				7		
10,000KL " 50,000KL "	23				23		
50,000KL " 100,000KL "	4				4		

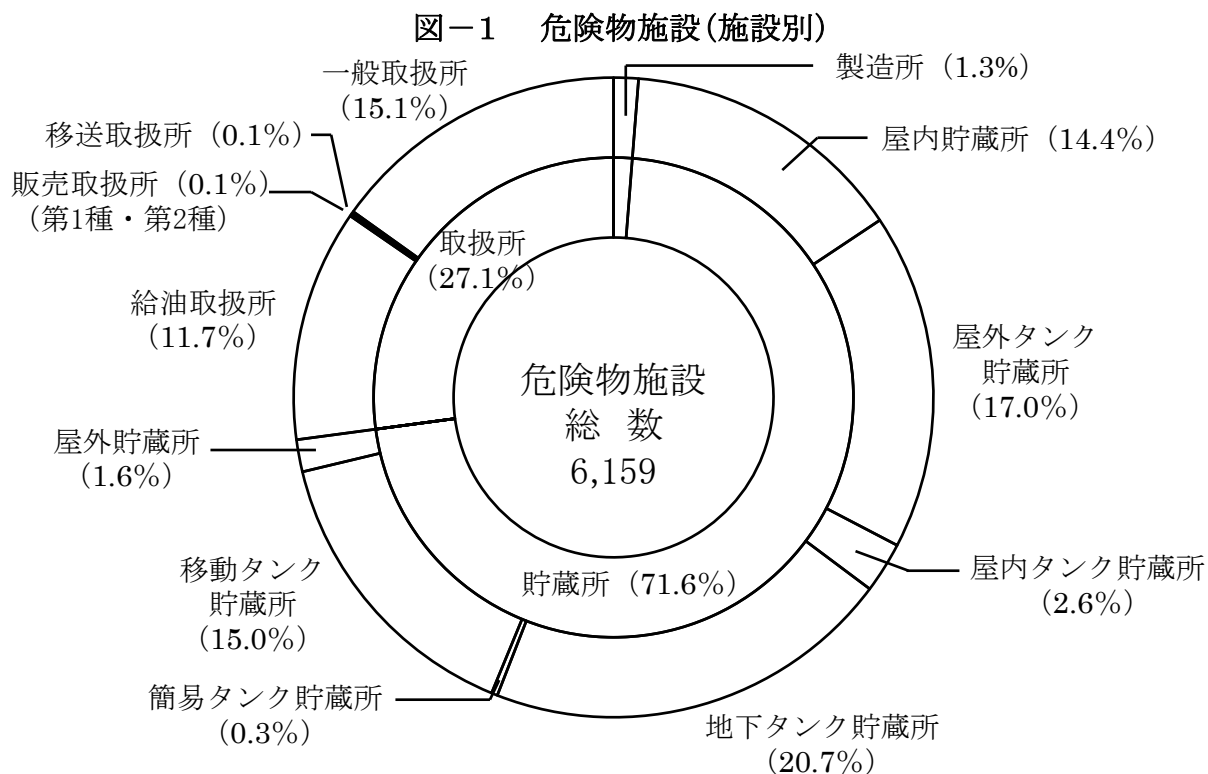
第6表 容量別屋外タンク貯蔵所数（第4類の内訳）

（各年度とも年度末（3月31日）現在）

第4類の品名 タンク容量別	第1石油類			第2石油類		第3石油類	第4石油類	アルコール類	その他
	原油	ナフサ	ガソリン	灯油	軽油	重油			
28年度末	7	9	18	153	53	321	13	102	428
29年度末	7	6	18	152	53	315	14	100	431
30年度末	7	5	17	152	53	312	14	99	426
元（31）年度末	7	5	17	149	53	301	14	99	416
2年度末	6	5	17	146	52	293	9	99	419
3年度末	6	5	17	139	58	276	9	104	418
100KL未満			4	108	39	209	9	101	373
100KL以上 500KL "				24	7	28		3	40
500KL " 1,000KL "			5	1	2	7			2
1,000KL " 5,000KL "		4	5	3	9	12			3
5,000KL " 10,000KL "			3	1	1	2			
10,000KL " 50,000KL "	2	1		2		18			
50,000KL " 100,000KL "	4								

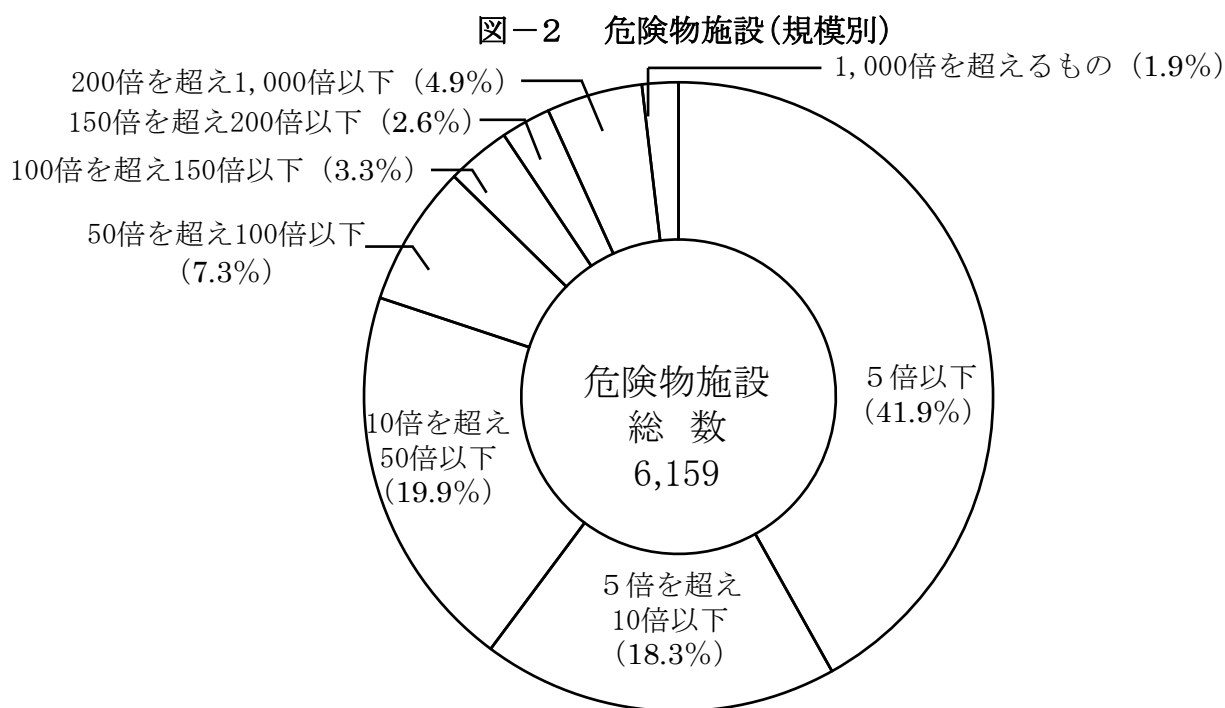
(3) 危険物施設の区分構成

令和4年3月31日現在の危険物施設区分毎の構成比は図-1のとおりで、製造所1.3%、貯蔵所71.6%、取扱所27.1%となっている。施設別で最も多いのは、地下タンク貯蔵所で20.7%を占め、次いで、屋外タンク貯蔵所17.0%、一般取扱所15.1%、移動タンク貯蔵所15.0%、屋内貯蔵所14.4%、給油取扱所11.7%の順となっている。



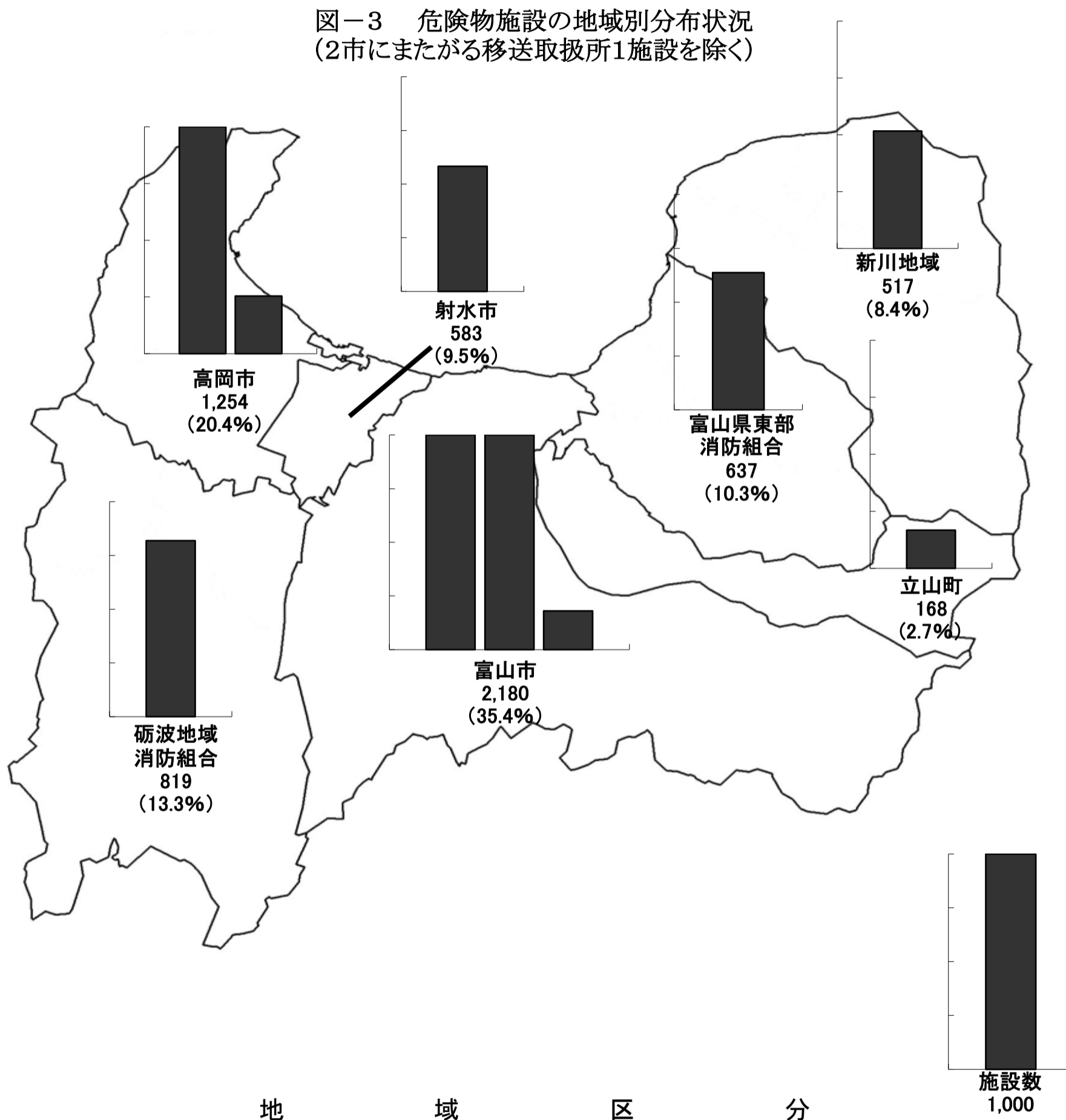
(4) 危険物施設の規模別構成

令和4年3月31日現在の危険物施設の規模別構成比は図-2のとおりで、指定数量の倍数5倍以下の小規模施設が全体の41.9%を占めている。



(5) 地域別分布状況

令和4年3月31日現在の危険物施設の消防本部（局）別分布状況は図-3のとおりである。



地 域 区 分	
富山市	富山市
高岡市	高岡市、氷見市
射水市	射水市
富山県東部消防組合	魚津市、滑川市、上市町、舟橋村
新川地域	黒部市、入善町、朝日町
砺波地域消防組合	砺波市、南砺市、小矢部市
立山町	立山町

2. 危険物施設の自主保安

消防法では、一定規模以上の事業所について、その自主保安体制を確立するため、危険物保安統括管理者を選任しなければならない事業所、自衛消防組織を設置しなければならない事業所等が定められており、その状況は第7表のとおりである。

第7表 危険物保安統括管理者等の選任、設置事業所数

(令和4年3月31日現在)

消防本部別	区分	危険物 保安統括管理者	危険物施設 保安員	予防規程	自衛消防組織
総数		5	33	554	3
	富山市	1	12	199	1
	高岡市	2	6	101	2
	射水市	1	9	83	0
	富山県東部消防組合	0	4	46	0
	新川地域	0	1	46	0
	砺波地域消防組合	0	0	66	0
	立山町	0	0	12	0
	小計	4	32	553	3
	2以上の許可行政の 区域にわたるもの	1	1	1	0

注：複数項目に該当する場合は、重複して掲載した。

3. 危険物施設の保安検査

消防法第14条の3の規定により、移送取扱所又は屋外タンク貯蔵所で一定規模以上のものは、一定期間ごとに保安検査を受けなければならないこととされているが、令和3年度における実施状況は第8表のとおりである。

第8表 危険物施設の保安検査実施状況

区分	実行政庁	検査対象施設数	3年度実施数
特定移送取扱所	該当なし	0	0
特定屋外タンク貯蔵所	富山市	1	1

注：特定移送取扱所については、施設休止のため保安検査を延期

4. 危険物施設への立入検査

消防法第16条の3の2又は第16条の5の規定により、危険物施設の位置、構造、設備の基準及び貯蔵・取扱いの基準が守られているかについて、立入検査を実施しているが、令和3年度の実施状況は次のとおりである。

施設総数	6,159
検査施設数	3,705
延検査回数	3,766

また、移動タンク貯蔵所について、令和3年11月に、常置場所等での立入検査（移動タンク貯蔵所583台）及び走行中車両に対する路上立入検査（移動タンク貯蔵所22台）を実施した結果、不適合車両への指導件数は、常置場所等では85件、走行中の車両では1件であった。

5. 危険物施設等の事故

令和3年における危険物施設及びコンビナート等特別防災区域内における事故の発生件数は18件であり、その概要は第9表のとおりである。

また、火災・流出事故件数及び事故の発生原因については、第10表及び第11表のとおりである。

第9表 危険物製造所等における事故

(自 令和3年1月1日 ～ 至 令和3年12月31日)

発生日 (覚知日)	事故種別	製造所等の 区分等※1	危険物の名称 及び種類等※2	死傷 者数	事故の概要
令和3年 1月9日	破損	給油取扱所	(液面計接合部)	0	地下タンクの液面計の接続部の腐食によりボルトとパッキンが破損した部分から、マンホール内の融雪の水がガソリンの地下タンクに混入した。
令和3年 1月10日	破損	給油取扱所	(キャノピー)	0	キャノピー1基が大雪による雪の重みで崩落し、1基が破損(歪み)した。
令和3年 1月12日	その他	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン 第2石油類 灯油	0	誤って移動タンク貯蔵所の灯油の槽にガソリンを積み込んだために、給油取扱所の灯油の地下タンクにガソリンを荷下ろしした。
(令和3年 1月13日)	破損	一般取扱所	(柱、胴差部分)	0	大雪による雪の重みで建物の庇を支える柱の一部が折損し、柱の胴差部分が破損した。
令和3年 2月5日	火災	一般取扱所	(パラジウムカーボン)	0	シューズカバーに付着していたパラジウムカーボンが空気中の酸素と反応して自然発火し、ビニール袋と袋内のごみ類を焼損した。
令和3年 3月1日	流出	地下タンク貯蔵所	第4類 第3石油類 重油	0	ギアポンプのメカニカルシールが劣化して破損し、重油約500リットルがポンプ室内に流出した。
令和3年 3月8日	その他	給油取扱所	第4類 第1石油類 ガソリン 第2石油類 軽油	0	移動タンク貯蔵所からガソリンを荷下ろしする際、誤って軽油の地下タンクに注油した。
令和3年 5月12日	流出	一般取扱所	第4類 第1石油類 アセトン	1	反応槽と遠心分離機をホースで接続する際に、ホース内に残っていたアセトンを含む溶液3リットルが流出した。

令和3年 5月20日	流出	移送取扱所	第4類 第3石油類 重油	0	配管の腐食により重油約50リットルが地下構造物内に流出した。また、地下構造物内の雨水を海に排出する際に、重油の一部が海に流出した。
令和3年 6月26日	火災	屋内貯蔵所	第4類 第1石油類 ベンゼン	1	隣接する建物から出火し、ベンゼンの屋内貯蔵所が全焼した。
(令和3年 7月9日)	破損	屋外タンク貯蔵所	(配管)	0	資材搬入車両が衝突防止用のコンクリート壁を介して、重油の配管に接触し、配管等が変形した。重油の流出はなかった。
(令和3年 7月21日)	流出	一般取扱所	第4類 第2石油類 軽油	0	屋外タンク貯蔵所から一般取扱所に送油する地下埋設配管が腐食し、軽油56キロリットルが流出した。在庫管理や使用時以外のタンク元弁の閉鎖を怠ったことで被害が拡大した。
令和3年 7月28日	火災	一般取扱所	第4類 第1石油類 トルエン アルコール類 メタノール	1	作業員が遠心分離機等に付着した薬品をメタノールで拭き取り作業中に着火し、遠心分離機の架台等を焼損した。
令和3年 8月20日	流出	製造所	第4類 アルコール類 イソプロピルアルコール	0	ろ液回収タンクのポンプ内部の破損により、イソプロピルアルコール3リットルがポンプの周辺に流出した。
令和3年 9月12日	その他	給油取扱所	第4類 第2石油類 軽油	0	地下タンクから軽油を固定給油設備に送油する配管について、一部が腐食し、マンホール内の水が混入、水が混入した軽油を顧客の車に給油した。
令和3年 9月28日	流出	一般取扱所	第4類 アルコール類 イソプロピルアルコール	0	反応液を送油するポンプ内部の破損により、イソプロピルアルコール5リットルがポンプの周辺に流出した。
(令和3年 11月9日)	流出	一般取扱所	第4類 第4石油類 タービン油	0	施設修繕の際に、配管のユニオン部の締め付け不足によりタービン油10リットルが配管直下に漏洩した。
令和3年 12月9日	火災	(屋外プラント)	(熱媒)	0	熱媒配管のバルブから高温の熱媒が流出し、配管被膜材に接触し、被膜材を焼損した。

※1 括弧書きは、危険物施設以外で起きた事故を表す

※2 括弧書きは、危険物施設等で起きた事故のうち、危険物以外が事故の原因となったものを表す

第10表 危険物施設等における火災・流出事故件数

(平成29年～令和3年)

年	計	火災 流出 その他	製造所	貯蔵所			取扱所			運搬中	無許可	その他
				移動 タンク 貯蔵所	屋外 タンク 貯蔵所	その他	給油 取扱所	一般 取扱所	その他			
29	12 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		11 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30	9 (1)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
元 (31)	19 (2)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		13 (1)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2	14 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
		10 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3	18 (3)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
		14 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	5 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	72 (6)	20 (4)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	14 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
		52 (2)	2 (0)	7 (0)	9 (0)	5 (0)	17 (1)	11 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

注：各年1月1日から12月31日までにおける発生件数であり、表中の()内の数値は死傷者数である。

第11表 危険物施設等における事故の発生原因

(平成29年～令和3年)

事故発生原因		29年			30年			元(31)年			2年			3年			計		
		火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他	火災	流出	その他
人的要因	誤操作	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	2	2	1	
	確認不十分	1	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	1	5	3
	監視不十分	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
	管理不十分	0	1	0	2	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	0	4	3	0
	不作為	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	1	3	0
	小計	1	4	1	2	0	0	3	6	3	1	3	1	1	1	2	8	14	7
物的要因	腐食等劣化	0	3	0	1	1	0	0	2	0	0	4	0	0	5	2	1	15	2
	破損	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	2	1	2	6
	故障	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
	設計不良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
	施工不良	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0
	小計	0	5	1	3	2	1	1	2	1	2	4	1	0	6	4	6	19	8
他要因	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明・その他	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	0	1	6	1	3
	小計	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	1	0	3	0	1	6	1	3
合計		1	9	2	5	2	2	6	8	5	4	8	2	4	7	7	20	34	18

6. 危険物取扱者

(1) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、消防法第13条の3の規定により、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行うもので、令和3年度の実施状況は第12表のとおりである。

また、昭和35年以降における危険物取扱者免状の交付状況は、第13表のとおりである。

(2) 危険物取扱者保安講習

危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、消防法第13条の23の規定により、定期的に都道府県知事が行う講習を受けなければならないこととなっているが、令和3年度の実施状況は、第14表のとおりである。

第12表 危険物取扱者試験の実施状況

(令和3年度：6月12日、6月13日、6月19日、6月26日、6月27日、10月10日、10月16日、10月17日、10月23日、10月24日、2月5日、2月6日、2月12日 13回実施)

試験区分 受験者数等	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
受験申請者数(人)	7,134	656	5,504	353	319	303	3,896	306	327	974
受験者数(人)	6,713	586	5,169	344	315	296	3,594	299	321	958
合格者数(人)	3,076	206	2,287	242	225	226	1,138	228	228	583
合格率(%)	45.8	35.2	44.2	70.3	71.4	76.4	31.7	76.3	71.0	60.9

第13表 危険物取扱者免状の交付状況

区分	合計	甲種	乙種						丙種	
			小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類		第6類
令和3年度(人)	3,444	213	2,626	290	250	259	1,255	285	287	605
昭和35年度から令和3年度までの累計(人)	160,816	6,465	111,768	7,908	6,942	7,694	73,273	6,586	9,365	42,583

第14表 危険物取扱者の保安に関する講習の実施状況

会場	講習年月日	講習区分ごとの受講者数			
		一般 (その他施設)	給油取扱所	コンビナート	計
富山会場	令和3年7月14日、15日	522	151	—	673
	令和3年7月28日、29日	—	—	109	109
	令和3年11月18日、19日	368	71	—	439
	令和4年2月3日、4日	316	45	—	361
高岡会場	令和3年6月30日、7月1日	255	91	—	346
	令和3年11月10日、11日	236	54	—	290
	令和4年1月31日、2月1日	173	51	—	224
射水会場	令和3年7月8日	39	40	—	79
魚津会場	令和3年11月4日、5日	189	46	—	235
黒部会場	令和3年7月5日、6日	208	60	—	268
砺波会場	令和3年11月12日	46	46	—	92
南砺会場	令和3年7月2日	45	51	—	96
オンライン	令和3年11月4日～12月3日	47	3	0	50
計		2,444	709	109	3,262